

質問

私は運送業を経営しています。創業30年、トラックも30台となり、お客様ともいい関係を築かせていただいております。しかし、ここ数年、売り上げが下がり、銀行への返済が苦しくなってきました。顧問税理士からは、「何か手を打たないと危ない」と言われています。

民事再生で再建を図りたいのですが、可能でしょうか？

Q&A

企業再生への道



ルート法律事務所
高山智行弁護士
電話 06(6311)0065番

民事再生法を用いた企業再生は、負債の8割から9割を免除してもらい、免除後の負債を最大10年で返済するという、企業を立ち直らせる特効薬です。しかし、どの会社にも効果があるわけではありません。では、どのような企業に向いているのでしょうか。

①負債額

民事再生手続きを行うには、負債額に応じて裁判所への予納金が必要となります。債務額で異なりますが、一般的には500万円以上とされています。手続きを行う代理人弁護士

民事再生を成功させるには、取引先に従来通り取引を続けてもらう必要があります。特殊な技術やノウハウがある会社は取引先にも不可欠な会社ですので、民事再生を理由に取引を打ち切ったりすることが少なくなります。運送業でいえば、たとえば冷凍に特化している地域に競業他社が少ないなどの強みがあれば従来通りの取引を期待できますので、民事再生に向く会社といえます。

③スポンサー

スポンサー企業の存在は民事再生手続きの成功にとって不可欠ではありません。しかし、手続きを開始してしまうと、手形を割り引いてくれる先がなくなることがあります。資金不足になると、そのような場合、スポンサー企業があると資金不足の難局を乗り切れるので、民事再生に向くといえます。

士の費用も必要です。弁護士費用が裁判所への予納金を下回るようなことは通常ありません。費用対効果を考えると、負債額が2億~3億円以上の企業にふさわしい手続きです。

②取引との関係

民事再生に向く会社